

**住民監査請求（区民アンケート調査業務委託（令和2年度～令和5年度）に係る監査請求）
の結果について**

大阪市監査委員は、次のとおり、令和7年1月9日に提出された住民監査請求について、同月31日に、住民監査請求の対象とならない旨、請求人に通知しました。（却下、結果は同月30日決定）

第1 請求の要旨

大阪市が令和2年度から令和5年度にかけて締結した区民アンケート調査業務委託契約について、経費の支出がその目的を達成できるものになっておらず、また、委託内容についても、支出の目的が達成されるものになっているのかどうかの確認がされなかった。よって、上記各年度の契約に基づく委託費用が支出の目的を達成されないまま支出（地方自治法第2条第14号、地方財政法第4条違反）されており、その合計金33,737,348円の損害が大阪市内に生じている。

そこで、上記の損害を回復する措置を講じること等を求める。

なお、本請求をするには、以前の監査の際に大阪市が行った説明の根拠を明らかにする必要がある、同市情報公開審査会の判断を待たなければならなかったことから、その答申を受けて本請求に至ったものであり、財務会計上の行為から1年を経過している部分には正当な理由がある。

第2 判断

本件請求は、下表に掲げる各契約に基づく委託料の支出を財務会計上の行為とするものである。

契約名称	当初契約金額 (委託料) (円：税込)	契約日	支出日
令和2年度区民アンケート調査業務委託契約（以下「本件業務委託契約1」という。）	6,006,000	令和2年12月8日	令和3年4月23日
令和3年度区民アンケート調査業務委託契約（以下「本件業務委託契約2」という。）	4,171,970	令和3年12月6日	令和4年5月20日
令和4年度区民アンケート調査業務委託契約（以下「本件業務委託契約3」という。）	13,200,000	令和4年9月6日	令和5年3月28日

令和5年度区民アンケート調査業務委託契約（その2）（以下「本件業務委託契約4」という。）	10,359,378	令和5年12月15日	令和6年4月26日
--	------------	------------	-----------

上記を踏まえ、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

1 本件業務委託契約1から3に係る請求について

本件請求のうち、本件業務委託契約1から3に係る請求は、上述のとおり、各契約に係る財務会計上の行為のあった日と解される委託料の支出日から1年を経過した後に行われているものである。

この点、地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるとしているところ、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、法242条2項ただし書という正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最高裁平成14年9月12日判決）。

そこで、本件請求のうち、本件業務委託契約1から3に係る請求について、これらの請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、令和3年11月12日付けで行った情報公開請求が「不存在による非公開決定」となり、これを受けて令和4年1月29日付けで行った審査請求について、令和6年12月20日に大阪市情報公開審査会の答申があったとしている。そして、その中で、本件業務委託契約1に係る住民監査請求での大阪市の監査委員に対する説明に何ら根拠がないことが明らかになったこと、また、本件業務委託契約2及び3に関して住民監査請求を行うには、上記答申の内容を確認する必要があったことから今般本件請求を行ったとしている。

そこで、上記の経過が、「正当な理由」に該当するのかが問題となる。

この点、当該答申に係る情報公開請求は、令和3年11月12日付け大監第97号により監査結果が公表されている住民監査請求に関し、この監査の過程で大阪市が監査委員に対して行った説明の根拠が分かる文書（既に公開されているものを除く。）の公開を求めたものであり、当該答申は、公開対象となる公文書の有無について判断を示したものに過ぎない。

よって、当該答申が示されるのを待つまでもなく、請求人は、別途の公文書公開請求等により本件各業務委託契約の締結と同各契約に基づく委託料の支出という財務会計上の行為の事実を知ることができたとすべきであるし、仮に大阪市が過去に監査委員に対して行った説明の根拠を示した公文書の有無が判明したとしても、それは上記財務会計上の行為に関する説明責任をどのように果たすべきかに関わる事実を過ぎず、財務会計上の行為自体についての違法性又は不当性に関係するものではないと解される。

したがって、本件請求のうち、本件業務委託契約1から3に係る請求については、当該答

申が示されるまで、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度にその存在又は内容を知ることができなかつたものと認めることはできず、法第 242 条第 2 項ただし書の「正当な理由」があるときとはいえない。

2 本件業務委託契約 4 に係る請求について

本件請求のうち、本件業務委託契約 4 に係る請求について、請求人は、目的を達成できない契約に基づいて委託料を支出していること、同契約に基づく区民アンケートは「区民の割合」等の調査結果の正確性を担保するものになっていないこと等を、財務会計上の行為の違法不当事由として摘示している。

この点、法第 242 条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求のうち、本件業務委託契約 4 に係る請求について、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、本件業務委託契約 4 に基づく令和 5 年度の区民アンケートに関し、「区民アンケートの結果数値について、その意味するところや、比較可能なものであるのかなどについて何らの検討を行わず、漫然と『見比べ』て『地域活動協議会の認知度が下がっている』などの判断や、目標達成についての判断を行って」いるとし、「このように漫然と区民アンケートを行い、その妥当性や合理性を説明することができないまま、区民アンケートの結果の比較で施策事業の評価を行うことについては、裁量権を濫用するもの」であるとし、不作為による民法第 644 条、法第 138 条の 2 に違反する違法があるなどとしている。

その上で、このような形で実施されている区民アンケートについては、経費の支出が「全区共通的な指標の測定」という目的を達成できるものになっておらず、また、その確認もなされていないことから、同契約に基づく委託料はその支出目的が達成されないまま支出されており、以てその支出が法第 2 条 14 号、地方財政法第 4 条に違反しているとしている。

さらに、令和 6 年 12 月 20 日付大阪市情報公開審査会による答申の判断にも言及し、従前の住民監査請求(令和 3 年 11 月 12 日付大監第 97 号により結果を通知したもの。)において、大阪市の監査委員に対する説明の根拠となる文書が存在しないことが判明したことから、大阪市の説明には何ら根拠がないともしている。

上記の各主張が、財務会計上の行為の違法不当事由を具体的に摘示するものといえるのが問題となる。

この点、本件請求における、区民アンケートの目的や結果に係る請求人の指摘は、その実質において、本件業務委託契約 4 に基づき得られたアンケート結果についての、大阪市としての考察や分析方法、施策への活用方法に対し、統計学的な観点から批判的な意見を主張し、請求人として認識したこれらの事項に関する問題点を摘示しているものに過ぎず、同契約の締結や委託料の支出という財務会計上の行為に対しての違法不当事由を具体的に摘示するものではないと解される。

さらに、大阪市が過去に監査委員に対して行った説明の根拠を示した公文書の有無が判明したとしても、そのことは上記財務会計上の行為に関する説明責任をどのように果たすべきかに関わる事実に過ぎないことから、請求人が大阪市情報公開審査会の答申に言及している点については、本件業務委託契約4の締結や委託料の支出という財務会計上の行為自体の違法不当事由を具体的に摘示するものではないと解される。

したがって、本件請求のうち、本件業務委託契約4に係る請求においては、財務会計法規上の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。

3 結論

以上のことから、本件請求は法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。